

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年12月26日
【会社名】	株式会社Eストアー
【英訳名】	Estore Corporation
【代表者の役職氏名】	代表取締役 柳田 要一
【本店の所在の場所】	東京都港区赤坂9丁目7番1号
【電話番号】	(03)6434-0978
【事務連絡者氏名】	執行役員 津田 哲也
【最寄りの連絡場所】	東京都港区赤坂9丁目7番1号
【電話番号】	(03)6434-0978
【事務連絡者氏名】	執行役員 津田 哲也
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

当社は、2024年12月26日開催の取締役会において、特定子会社の異動を伴う株式譲渡を行うことを決議いたしました。これに伴い、当社において特定子会社の異動並びに当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生する見込みとなりましたので、金融商品取引法第24条の5第4項並びに企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号、第12号及び第19号の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

1. 特定子会社の異動に関する事項(企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第3号に基づく報告)

(1) 当該異動に係る特定子会社の名称、住所、代表者の氏名、資本金の額及び事業の内容

名称	株式会社SHIFFON
住所	東京都中央区日本橋馬喰町一丁目8番4号
代表者の氏名	代表取締役 日野 富士男
資本金の額	30百万円
事業の内容	紳士婦人服、紳士婦人肌着、紳士婦人服飾雑貨の企画、輸入、生産、卸販売、OEM/ODM事業、同上の輸出、小売業、海外メーカーの代理店業務

(2) 当該異動の前後における当社の所有に係る当該特定子会社の議決権の数及び当該特定子会社の総株主等の議決権に対する割合

	所有議決権の数	総株主等の議決権に対する割合
異動前	480個	80%
異動後	- 個	- %

(3) 当該異動の理由及びその年月日

当該異動の理由

当社は、2024年12月26日開催の取締役会において、当社の特定子会社である株式会社SHIFFON（以下「SHIFFON」といいます。）の株式の発行済株式のうち当社が保有する株式の全部を、SHIFFONの取締役である西村健太氏が出資して設立された株式会社SFNへ譲渡すること（以下「本株式譲渡」といいます。）を決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。本株式譲渡の効力発生に伴い、SHIFFONは当社の特定子会社に該当しないこととなります。

当該異動の年月日

2025年3月1日（予定）

2. 当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象に関する事項（企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号に基づく報告）

(1) 当該事象の発生日

2024年12月26日(取締役会決議日)

(2) 当該事象の内容

当社は、2024年12月26日開催の取締役会において、本株式譲渡を決議し、同日付けで株式譲渡契約を締結いたしました。これに伴い、2025年3月期において、特別利益（関係会社売却益）を計上する見込みです。

なお、本株式譲渡を実行するにあたっては、当社が譲渡することを予定しているSHIFFONの株式の帳簿価額が当社の総資産額の5分の1を超えるため、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第467条第1項第2号の2に基づき株主総会における特別決議により承認可決されること等を条件としております。

(3) 当該事象の損益及び連結損益に与える影響額

当該事象により、2025年3月期の単体決算において約350百万円を関係会社株式売却益として、特別利益に計上する見込みです。また、2025年3月期の連結決算において関係会社株式売却益として一定額を特別利益に計上する見込みであります。精査中であるため、その金額は未定であり、確定次第本臨時報告書の訂正報告書を提出いたします。

以 上